

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者		住所			氏名	フリガナ	電話番号	()	
債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項	資産の種類	土地	宅地・その他 ()		数量	() m ²			
		建物等	事務所・工場・その他 ()			() m ²			
		工業所有権等	特許権・実用新案権・その他 ()			件			
	所在地等								
	取得年月日		年 月 日		取得価額	() 円			
	贈与年月日		年 月 日		贈与の時に おける価額	() 円			
	贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類		借地権・賃借権・使用貸借権・その他 ()						
	贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合		%		(計算根拠等)				
贈与後の利用状況									
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称								
	本店又は主たる事務所の所在地								
	資本金又は出資金の額		円						
	常時使用する従業員の数		人						
	法人における 贈与者の役職等	保証債務の履行時	取締役 ・ その他 ()						
資産を贈与した時		取締役 ・ その他 ()							
債務処理計画 に関する事項	計画策定の基とした準則								
	計画に定められている 債務免除等の金額		円						
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等								
保証債務の一部履行に関する事項	主たる債務者		贈与を受けた法人 ・ その他 ()						
	債権者	氏名又は名称							
		住所又は所在地							
	保証債務の内容		債務を保証した年月日	保証債務の種類		保証した債務の金額			
			年 月 日			円			
	保証債務の一部 履行に関する事項		保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額		求償権の額			
年 月 日			円		円				
資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の（見込み）残高		円							

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」を作成し、申告する必要があります。

関与 税理士名	(電話)
------------	-------

税務署 整理欄	資産課税部門	名簿番号			

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の3の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2 記載要領等

(1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、（ ）内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」といいます。）の場合

贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)	+	贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積	×	$\frac{A}{A + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$
---------------------------------------	---	--	---	--

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として専ら供されている部分の面積	+	贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の面積	×	$\frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記イの算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$
---	---	---	---	---

ハ 贈与した資産が工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除きます。以下「工業所有権等」といいます。）の場合

$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$
--

(2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3) 「債務処理計画に関する事項」欄

イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援全国本部及び協議会が定める準則（（注）中小企業再生支援全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限り。）をいいます。